

鬼北町・松野町 合併協議会だより

最終号
2010.2

発行：鬼北町・松野町合併協議会

編集：鬼北町・松野町合併協議会事務局(鬼北町総務課内)
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1
電話 0895-45-1111 FAX 0895-45-1119
HP : <http://www.ai-kihoku.jp/gappei/>

合併協議会「廃止」



第18回合併協議会

- 日時 平成22年2月5日(金) 午前10時30分～11時47分
- 場所 松野町コミュニティセンター
- 出席者 委員 21名

報告事項

○報告第18号

鬼北町・松野町合併協議会委員等
の変更について

1 合併協議会委員の変更

○ 鬼北町・松野町合併協議会規約
第7条第1項第2号(両町の職
員の代表各1人)

旧 鬼北町教育長 芝田 正文
新 鬼北町副町長 芝田 正文

○ 鬼北町・松野町合併協議会規約
第7条第2項(両町の長が協議
により定めた者)

旧 愛媛県総務部新行政推進局
市町振興課長 北村 朋生
新 愛媛県総務部新行政推進局
市町振興課長 村山 卓

2 幹事会幹事の変更

○ 鬼北町・松野町合併協議会幹事
会規程第3条第2項

旧 鬼北町教育長
新 鬼北町副町長

3 事務局の変更

○ 鬼北町・松野町合併協議会規約
第15条第2項(事務局の事務に
従事する職員)

旧 鬼北町 課長 井野 優治
課長補佐 宮本 茂幸

主 事 末廣 一喬
臨時職員 芝 千恵
松野町 課長補佐 八十島温夫

主 事 古谷 直樹
鬼北町 課長補佐 宮本 茂幸

○ 報告 「市町村の合併の特例等に関する法律」の動き（改正案）について（総務省から地方6団体へ示された概要説明資料より）

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

《背景》

○ 平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村数は3,232（平成11年3月31日現在）から1,730（平成22年3月31日見込み）まで減少。

○ 平成11年以來の全国的な合併推進運動については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、現行合併特例法期限である平成22年3月31日までに一区切り。

○ その上で、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援。

《改正のポイント》

① 国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止

② 自主的な市町村合併が引き続き円滑に行われるよう障害除去を中心とした内容に改正の上、10年間延長

《改正概要》

① 推進のための措置（廃止）

○ 目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正

○ 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止

- ・ 総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
- ・ 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告

○ 三万市特例（合併する場合に、市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例）の廃止

② 障害除去のための措置（存置）

○ 議会の議員の定数又は在任に関する特例

○ 地方税に関する特例

○ 合併算定替（地方交付税）

《施行期日》

平成22年4月1日



● 市町村合併の変遷 ●



○報告 第17回合併協議会以降の松野町における調整状況について

阪本 松野町長説明

それでは、私のほうから、松野町における調整状況につきまして申し上げます。

先ほどは、甲岡会長さんの大きなお心で、ご寛容とまた今後へ繋がる暖かいご挨拶、誠に感激の極みであります。この度の鬼北町との合併につきましましては、住民投票の結果、鬼北町を合併相手として選ばせて頂き、合併を申し入れ合併協議会の設置を頂きまして、約2年間に亘り合併協議を通して本当に大きな負担とエネルギーを投じて頂きました。鬼北町の関係者の皆様はじめ町民の皆様、県御当局、顧問の県議先生、関係各位に対しまして心より感謝とお礼を申し上げます。

また、会長の甲岡町長におかれましては、大きな度量と包容力を持つて対応して頂きましたが、私の力不足によりまして合併協議の合意に至らず、休止をお願いし、その後にお

きまして人権問題と諸問題を抱えて町内の意見調整が、見通しが立たず、再開できる環境が整わないままに今日を迎えることになりましたことを、誠に申し訳なく不徳の致すところでありまして、お許しを賜りたいと存じます。

休止後におきまして、各10部落の区長さんのご協力によりまして、7月27日から8月5日の連日連夜、住民説明会を開催いたしました。合併休止の理解と人権同和行政の今後の取り組み方針等につきまして、意見調整のために話し合いを進めてまいりました。町内の意見としては、「休止は残念」と「再開に努力をしてほしい」、「そして「民意を無視した公約違反、責任を取るべき」と、こういった厳しい意見も頂きました。一方では、「人権同和問題について全町民が話し合える機会を作ってほしい」「人権同和問題については時間がかかる」「心の融和なくして差別の開放は無い」「同和問題に知識、意識、認識の差がある」「隣保館事業の説明不足」等々のさまざまなお考え方や意見を伺いまして、町内

に大きな温度差を感じた次第であります。これまで同和問題をあらゆる

人権問題の重要な柱として捉えまして、積極的に人権・同和教育、啓発に取り組んできたという自負のあった松野町であったにもかかわらず、まだまだ町内に人権感覚が行き届いていない状況や基本認識の違いなどに、改めて人権・同和教育、啓発のあり方に対し、これを契機に町内外の有識者により「人権の町づくり検証委員会」を設置をして、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、これまでの取組成果と反省を踏まえ、教育・啓発等の今後の施策・方針、方向性を見出して、全町民の問題として取り組むことで、新たな展開を期待しておりますが、その推進が出来ませんでした。

これまで、合併をお願いするあまりに、人権同和問題について根本的な対策を講じないままに、先送りをしてきた。ここ数年間を振り返りました時に、誠に残念でありました。行政の責任者としての力不足を、重ねてお詫び申し上げます。

せん。

松野町の問題としては、休止後、期限内合併が事実上困難となりましたことにつきまして、9月以降ですか、議会の一般質問等々で私に対する厳しい責任追及もございました。各種会合等におきましては出来る限りの対応はしてまいったつもりではございますけれども、つもりでございしますが、これまでのそういった調整努力というより、松野町の勝手な問題点ばかり申し上げる結果になった訳であります。何れにいたしましても、私の努力不足、力不足、これがこのような事態を招きましたこと、多大のご迷惑をお掛けしましたこと、返す返すもお詫びを申し上げます。なければなりません。

皆様からのご叱声は、当然のことと存じますが、本日このように、鬼北町の甲岡会長さんはじめ、皆様の暖かいご配慮をもって18回合併協議会を開催して頂きましたことを心より感謝申し上げます。報告とさせていただきます。

本当に、ありがとうございます。

議案事項

○議案第11号《承認》

鬼北町・松野町合併協議会の廃止について

平成21年7月14日開催の第17回鬼北町・松野町合併協議会で議決された「議案第10号 鬼北町・松野町合併協議会の休止について」に基づき、休止期限の平成22年3月31日までに再開ができる状況が整わないため、平成22年3月31日をもって鬼北町・松野町合併協議会を廃止する。

平成22年2月5日提出
鬼北町・松野町合併協議会
会長 甲 岡 秀 文

参考（関係法令）

○地方自治法（昭和22年4月17日

法律第67号）【抜粋】

（協議会の設置）

第二五二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務

の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

二 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

三 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

（協議会の組織の変更及び廃止）

第二五二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、

第二五二条の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

その他

1 鬼北町・松野町合併協議会廃止に向けたスケジュール

地方自治法第二五二条の六の規定に基づく両町議会の合併協議会廃止の議決

合併協議会廃止に関する両町長協議

合併協議会廃止の告示

県知事への合併協議会廃止の届出

法定合併協議会の廃止

合併協議会での詳細な協議状況等については、『鬼北町・松野町合併協議会ホームページ』や各公民館でご覧いただけますのでご利用してください。

2 鬼北町・松野町合併協議会の決算及び清算について

第18回合併協議会にかかる費用の支出

決算書の作成

平成21年度決算監査

両町長への監査報告

両町の清算協議及び清算

合併協議会事務局の廃止について

合併協議会事務局につきましては、鬼北町総務課で担当してありましたが、鬼北町・松野町合併協議会が、3月31日をもって廃止されることになりましたので、事務局も廃止されます。

これまでの皆様の、ご指導ご協力に、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。